

めたものではなく、代金を提供して甲地を取り戻すか否かはAに判断が留保される。乙地の契約についても、甲地に加えて乙地を払い下げ、かつ、面積が極めて過大で、払下価格も坪当り一二一萬円が七六万円まで下げられた違法なものであり、かつ、借家人に対して代替地の払下げがなされたものであり、aに対する贈賄がなければ実現しなかつたものであるから、公序良俗に違反する。なお、乙地の間口は一五メートルあるから、使い難いとはいえない。

(5) よつて、Yは、甲地及び乙地について、Aから売買代金相当額の支払いを受けるのと引換えに、所有権移転登記の抹消、建物収去、土地明渡しをせよ。

三 まとめ

本件は、贈収賄によりなされた市有地の払下げで、かつ、オンブズマンの住民訴訟により原状回復が求められた点に特徴がある。

贈収賄による売買は、違法な手段に基づくものであるから、違法性が強く、公序良俗に反し、無効であるとされている。刑事责任を問うだけでは、結果の違法を放置することになり、妥当ではないからである。

めたものではなく、代金を提供して甲地を取り戻すか否かはAに判断が留保される。乙地の契約についても、甲地に加えて乙地を払い下げ、かつ、面積が極めて過大で、払下価格も坪当り一二一萬円が七六万円まで下げられた違法なものであり、かつ、借家人に対して代替地の払下げがなされたものであり、aに対する贈賄がなければ実現しなかつたものであるから、公序良俗に違反する。なお、乙地の間口は一五メートルあるから、使い難いとはいえない。

最近の判例から

(2)

土地の廉価売却行為等と後見人の責任

(東京地判 平一一一・二一五 判時一七〇一—八五) 中澤 恒

後見人がプローカーの言を信じて低廉な価額で土地を売却するとともに、不要なマンション

一 事案の概要

ヨン新築工事を発注して違約金を支払わざるを得なくなつた事案について、後見人に善管注意義務違反があるとした事例(東京地裁平成一一年一月二五日判決 控訴棄却 判例時報一七〇一号八五頁)。

しかし、常に無効となるのか。判例自治のコメントでは、抵当権が設定されている場合、転々譲渡した場合も、無効とすべきか、問題提起がなされている。

また、本件は、住民訴訟によるものであるが、甲地の売買は、契約時点で妥当な価格であり、現時点では地価が下落して、無効とするなど、かえつてAが損をし、Yが得をするという事態が考えられる。

Yは、住民訴訟は原状回復の請求ができるないと主張した。これに対しても、本件判決は、法文に制限規定がない以上、原状回復の請求もできるとしたが、Aに返還代金の提供義務を命じたものではなく、Aにはいずれをとるか判断権が留保されているとした。

これまで先例はなく、初の見解である。種々の議論のあるところである。上級審の判断が待たれるところである。

(調査研究部研究員)

しかし、本件土地の売却は、YがブローカーDのいうままに行つたもので、鑑定評価額（五、二九三万円）を二七・七%下回つており、Bは、その後借地人に転売していた。また、マンション請負契約は、Aが漫然とDにすべてを任せた不要のもので、結局、平成三年三月、Cに違約金三〇〇万円を支払つて、中止することとなつた。

Aの相続人Xは、Yに対し、Aの土地売却行為及びマンション請負契約の締結と違約金支払行為が後見人の善管注意義務に違反するとして、損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) Yは、Aの後見人として、Aの財産を善管注意義務をもつて管理処分する義務を負い、他に売却するときは適正妥当な価額で行うべきところ、Yは、信頼するに足りないDのいうままに、低廉な価額であることを認識しながら、鑑定評価額を二七・七%も下回る低廉な価額で本件土地を売却したのであるから、善管注意義務に違反し、不法行為責任を負う。
- (2) その損害額は、鑑定評価額の九〇%相当

額と実際の売却価額の差額一、〇四二万円である。

(3) また、Yは、A名義で契約を締結する場合は、その契約が適正円滑に履行され、Aの利益に沿うよう注意すべきところ、Yは、漫然と本件マンション新築工事請負契約の締結及び履行をDに任せ、Aに違約金三〇〇万円の損害を被らせたのであるから、善管注意義務に違反し、Aの損害三〇〇万円について不法行為責任を負う。

(4) よって、Yは、Xに対し、一、三四二万円を支払え。

三 その他

最近の判例から

(3)

マンションの方針についての説明義務

(京都地判 平一二・三・二四 判例集未登載)

竹内 俊彦

「全戸南向き」と表示して分譲したマンションが六二度西を向いていた事案について、マンションの向きは買主の意思決定に重要な意義を持つ事項であるから、売主業者にはマ

本件は、禁治産者の財産処分をめぐる親族間の紛争である。

後見人Yは、後見人としての義務にほどんど注意を払わず、ブローカーDの言を信じて、Dのいうままに、土地を廉価で処分し、必要なマンション新築工事を発注して、違約金を支払わざるを得なくなつたものであり、Yが善管注意義務違反に問われるのもやむを得ない事案であろう。

後見人には、財産管理について重い責任があるものである。

(調査研究部調査役)